

消防団員確保推進業務プロポーザル方式選定委員会 審査基準

「消防団員確保推進業務」の委託先を、適切かつ公正に選定することを目的として、次のとおり審査要領を定める。

1 採択案件の決定方法

提案された企画について審査を行い、各評価項目の合計得点が最も高いものを採択案件に選定する。なお、満点の6割に相当する点数を満たす企画提案がないときは、採用者なしとする。また、合計得点が最も高い者が複数の場合は委員の協議により選定する。

2 審査方法

企画提案内容と見積金額に基づき、香川県危機管理課に設置された選定委員会において審査を実施する。なお、多数の提案があった場合には、第一次審査として書類選考により審査することがある。

3 審査基準

選定委員会の各委員が下記の評価項目について各々評価した結果の合計を当該提案者の得点とする。

評価項目	配点
① 実施主体に関する評価	
ア 業務を適切に遂行するために必要な人員・組織体制が確保されているか。	15
イ 過去5年程度に同種の業務実施実績があるか。	5
② 業務内容に関する評価	
ア 実施スケジュール、実施内容、具体性、実現可能性、効率性のある提案であるか。	15
イ 企業訪問時に使用する説明資料及び従業員へ配布するパンフレットのデザインは、消防団の意義、活動内容、基本団員・機能別団員、消防団協力事業所制度、企業側のメリット、市町ごとの入団手続・活動環境・問い合わせ先等が理解しやすい内容となっているか。また、消防団に親しみを持ってもらえるような工夫のある提案であるか。	20
ウ 企業へのアポイント取得及び訪問方法の具体的なイメージを確立し、着実な履行が期待できるものとなっているか。	20
エ 訪問する企業数は基準を満たしているか。	15
③ 業務実施に係る経費	
提案内容に対して、適当な見積額となっているか。	10
計	100
企画提案評価点	100点×選定委員数(3名) =300点

4 評価基準

評価項目		配点	評価の目安				
			大変優れている	優れている	普通	やや劣っている	劣っている
①	ア	15	15	12	9	6	3
	イ	5	5				1
②	ア	15	15	12	9	6	3
	イ	20	20	16	12	8	4
	ウ	20	20	16	12	8	4
	エ	15	15 (90 件以上)	12 (80 件以上 90 件未満)	9 (70 件以上 80 件未満)	6 (60 件以上 70 件未満)	3 (50 件以上 60 件未満)
③		10	10	8	6	4	2

5 選定委員

所属・職名
香川県危機管理課長
香川県広聴広報課長
高松市消防局総務課長